

パーソナルローン

No.1

平成25年2月1日現在

1. 商品名	・ パーソナルローン						
2. ご利用いただける方	・ 年令が満20才以上の方 ・ 安定継続した勤務をされており、かつ収入のある方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方						
3. お使いみち	・ あなたのライフステージにそって必要な資金は何でもお使い下さい (注) 事業資金、旧債返済資金、転貸、援助資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金等は除きます						
4. ご融資限度額	・ 1万円以上100万円以内です						
5. ご利用期間	・ 5年以内です						
6. ご融資利率	・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます						
7. ご返済方法	・ 毎月元利均等または元金均等の分割返済とします ・ ボーナス併用返済は、ご利用額の50%以内です ・ 元金の返済据置はできません						
8. 担保・保証人	・ 不要です 一般社団法人しんきん保証基金の保証付となります						
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務手数料は不要です ・ 保証料例（保証金額1万円に対して） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>期 間</td> <td>1 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>1 0 9 円</td> <td>5 2 9 円</td> </tr> </table>	期 間	1 年	5 年	保証料	1 0 9 円	5 2 9 円
期 間	1 年	5 年					
保証料	1 0 9 円	5 2 9 円					
10. ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金のお届出印鑑と通帳 ・ 運転免許証または顔写真付住民基本台帳カード(いずれも取得していない場合は健康保険証) ・ 公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控(税務署受付印のあるもの)のいずれか(勤務2年未満の方は給与明細でもかまいません) 年金受給の方は年金裁定(改定)通知書 ・ 見積書、注文書、請求書、パンフレット等お使いみちが確認できる書類 						
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：025-222-3111)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						

パーソナルローン

No.2

平成25年2月1日現在

12. その他	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい
---------	---